



第16回 教育委員会議案第 45 号

令和5年度教育費補正予算に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、令和5年度教育費補正予算について、意見を聴取する。

令和5年11月27日 提出

今治市教育委員会  
教育長 小澤 和樹



令和5年度今治市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度今治市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ282,915千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,441,019千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹



令和5年度 教育費（総括）

（単位 千円）

教育費現計予算	6,593,594
今回補正額	△ 42,841
計	6,550,753

歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	6,593,594	△ 42,841	6,550,753	0	△ 42,841
1 教育総務費	808,672	39,550	848,222	0	39,550
2 事務局費	604,266	39,550	643,816	0	39,550
4 社会教育費	1,612,169	△ 6,377	1,605,792	0	△ 6,377
1 社会教育総務費	297,036	21,040	318,076	0	21,040

(単位 千円)

節		説明	目の説明
区分	金額		
2 給料	17,892	一般職給 2人6月	教育長給与費
3 職員手当等	15,428	扶養手当 831	82
		住居手当 137	職員給与費
		通勤手当 533	39,468
		管理職手当 3,032	
		一般職期末手当 5,706	
		特別職期末手当 80	
		勤勉手当 4,652	
		児童手当 460	
		教員特別手当 △ 3	
4 共済費	6,230	一般職共済組合負担金 6,228	
		特別職共済組合負担金 2	
1 報酬	1,858	パートタイム会計年度任用職員給(1人)	社会教育推進費
2 給料	8,126	一般職給 1人	66
3 職員手当等	7,533	扶養手当 408	社会教育推進事務費
		住居手当 △ 186	2,233
		通勤手当 1,337	職員給与費
		管理職手当 1,006	18,741
		一般職期末手当 2,759	
		勤勉手当 1,914	
		児童手当 295	
4 共済費	3,523	一般職共済組合負担金 3,101	
		社会保険料 266	
		一般職共済組合負担金(会計年度任用職員) 156	



歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 公民館費	552,884	△ 10,206	542,678	0	△ 10,206
6 図書館費	257,557	6	257,563	0	6
8 社会教育施設費	348,713	△ 17,217	331,496	0	△ 17,217
5 保健体育費	2,190,454	△ 76,014	2,114,440	0	△ 76,014
1 保健体育総務費	689,412	△ 65,937	623,475	0	△ 65,937

(単位 千円)

節		説明	目の説明
区分	金額		
2 給料	△ 6,154	一般職給 △1人9月	職員給与費 △ 10,206
3 職員手当等	△ 2,130	扶養手当 △ 240 通勤手当 △ 74 一般職期末手当 △ 1,016 勤勉手当 △ 800	
4 共済費	△ 1,922	一般職共済組合負担金	
2 給料	12	一般職給	職員給与費 6
3 職員手当等	33	一般職期末手当 23 勤勉手当 10	
4 共済費	△ 39	一般職共済組合負担金	
2 給料	△ 8,613	一般職給 △2人	職員給与費 △ 17,217
3 職員手当等	△ 5,748	扶養手当 △ 636 住居手当 △ 306 通勤手当 △ 480 管理職手当 △ 372 一般職期末手当 △ 1,926 勤勉手当 △ 1,488 児童手当 △ 540	
4 共済費	△ 2,856	一般職共済組合負担金	
2 給料	△ 35,254	一般職給 △9人	職員給与費 △ 65,937
3 職員手当等	△ 18,858	扶養手当 △ 1,452 住居手当 △ 639 通勤手当 △ 248 管理職手当 △ 1,917 一般職期末手当 △ 7,765 勤勉手当 △ 6,197 児童手当 △ 640	

歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 学校給食費	1,118,944	△ 10,077	1,108,867	0	△ 10,077

(単位 千円)

節		説明	目の説明
区分	金額		
4 共済費	△ 11,825	一般職共済組合負担金	
2 給料	△ 7,265	一般職給 △2人10月	職員給与費
3 職員手当等	△ 697	扶養手当 △ 60 住居手当 276 通勤手当 24 管理職手当 503 一般職期末手当 △ 656 勤勉手当 △ 544 児童手当 △ 240	△ 10,077
4 共済費	△ 2,115	一般職共済組合負担金 △ 2,096 社会保険料 △ 19	

## 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
小中学校一括LED化事業	令和5年度から令和17年度まで	1,050,000

第 16 回教育委員会議案第 46 号

博物館及び美術館における撮影等の充実を図るための関係条例の整備に関する  
条例制定に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、今治市長より意見を求められたため、博物館及び美術館における撮影等の充実を図るための関係条例の整備に関する条例制定について、意見を聴取する。

令和 5 年 11 月 27 日 提出

今治市教育委員会  
教育長 小澤 和樹

博物館及び美術館における撮影等の充実を図るた  
めの関係条例の整備に関する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

博物館及び美術館における撮影等の充実を図るための規定を整備し、その他所要の改正をしようとするもの。

## 博物館及び美術館における撮影等の充実を図るための関係条例の整備に関する条例

(今治市河野美術館条例の一部改正)

第1条 今治市河野美術館条例(平成17年今治市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「特別使用(閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)」を「特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(撮影等)

第16条の2 次に掲げる美術館の展示物は、撮影、模写又は複製(以下「撮影等」という。)することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

附則第6項の表中「及び第13条」を「、第13条及び第16条の2」に改める。

(今治市玉川近代美術館条例の一部改正)

第2条 今治市玉川近代美術館条例(平成17年今治市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「特別使用(閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)」を「特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)」に改める。

第10条を次のように改める。

(撮影等)

第10条 次に掲げる美術館の展示物は、撮影、模写又は複製(以下「撮影等」という。)することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

第15条第4号を削る。

(今治市大三島美術館条例の一部改正)

第3条 今治市大三島美術館条例(平成17年今治市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「特別使用(閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)」を「特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)」に改める。



第10条を次のように改める。

(撮影等)

第10条 次に掲げる美術館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

第11条第4号を削る。

(今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例の一部改正)

第4条 今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例（平成23年今治市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「特別使用（観覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（観覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(撮影等)

第9条の2 次に掲げるミュージアムの展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

(今治市村上海賊ミュージアム条例の一部改正)

第5条 今治市村上海賊ミュージアム条例（平成17年今治市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特別使用（観覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（観覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第14条を次のように改める。

(撮影等)

第14条 次に掲げるミュージアムの展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

第17条第4号を削る。

(今治城条例の一部改正)

第6条 今治城条例（平成17年今治市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第18条を次のように改める。

(撮影等)

第18条 次に掲げる今治城の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

附則第6項の表中「及び第17条」を「、第17条及び第18条」に改める。

(今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例の一部改正)

第7条 今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例（平成17年今治市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条を次のように改める。

(撮影等)

第15条 次に掲げる古墳館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

第16条第4号を削る。

(今治市大西藤山歴史資料館条例の一部改正)

第8条 今治市大西藤山歴史資料館条例（平成17年今治市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第14条を次のように改める。

（撮影等）

第14条 次に掲げる資料館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

（1） 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

（2） 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

第16条第4号を削る。

（今治市吉海郷土文化センター条例の一部改正）

第9条 今治市吉海郷土文化センター条例（平成17年今治市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（撮影等）

第9条の2 次に掲げる文化センターの展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

（1） 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

（2） 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

（今治市上浦歴史民俗資料館条例の一部改正）

第10条 今治市上浦歴史民俗資料館条例（平成17年今治市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

(撮影等)

第18条の2 次に掲げる資料館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

「参 考」

第 1 条による今治市河野美術館条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 市長は、美術館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第16条の2 <u>次に掲げる美術館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p>(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>6 第17条の2の規定により美術館の管理を指定管理者に行かせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 市長は、美術館の収蔵品の特別使用（<u>閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>6 第17条の2の規定により美術館の管理を指定管理者に行かせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に</p>

読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条、第11条、第13条及び第16条の2	市長	指定管理者
第17条	第13条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第13条
	市長	指定管理者
第19条第1号	第10条第1項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第1項
	同条第2項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第2項
第19条第3号	第13条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第13条

読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条、第11条及び第13条	市長	指定管理者
第17条	第13条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第13条
	市長	指定管理者
第19条第1号	第10条第1項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第1項
	同条第2項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第2項
第19条第3号	第13条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第13条

「参 考」

第2条による今治市玉川近代美術館条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、美術館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第10条 <u>次に掲げる美術館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p>(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、美術館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等の禁止)</u></p> <p>第10条 <u>美術館の展示資料は、撮影し、又は複製することができない。ただし、市長が特に必要があると認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 第10条の規定に違反した者</u></p>

「参 考」

第3条による今治市大三島美術館条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、美術館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第10条 <u>次に掲げる美術館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p>(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第11条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、美術館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等の禁止)</u></p> <p>第10条 <u>美術館の展示資料は、撮影し、又は複写することができない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第11条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第10条の規定に違反した者</u></p>





「参 考」

第5条による今治市村上海賊ミュージアム条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、ミュージアムの収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第14条 <u>次に掲げるミュージアムの展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p>(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第17条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、ミュージアムの収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等の禁止)</u></p> <p>第14条 <u>ミュージアムの常設展示資料は、撮影又は複製することができない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第17条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第14条の規定に違反した者</u></p>

「参 考」

第6条による今治城条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 市長は、今治城の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第18条 <u>次に掲げる今治城の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p>(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>6 第19条の2の規定により今治城の管理を指定管理者に行わせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 市長は、今治城の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第18条 <u>削除</u></p> <p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>6 第19条の2の規定により今治城の管理を指定管理者に行わせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に</p>

読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条、第11条、第13条、 第17条及び 第18条	市長	指定管理者
第21条第1号	第10条第1項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第1項
	同条第2項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第2項
第21条第3号	第13条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第13条

読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条、第11条、第13条及 び第17条	市長	指定管理者
第21条第1号	第10条第1項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第1項
	同条第2項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第2項
第21条第3号	第13条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第13条

「参 考」

第7条による今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、古墳館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第15条 <u>次に掲げる古墳館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p>(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、古墳館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等の禁止)</u></p> <p>第15条 <u>古墳館の展示資料は、撮影又は複写をすることができない。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 前条の規定に違反した者</u></p>

「参 考」

第8条による今治市大西藤山歴史資料館条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、資料館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第14条 <u>次に掲げる資料館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p>(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、資料館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等の禁止)</u></p> <p>第14条 <u>資料館の常設展示史料は、撮影又は複写をすることができない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第14条の規定に違反した者</u></p>



